

平成 23 年 10 月 12 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 100-0005  
(ふりがな) とうきょうとちよだくまるのうち  
住 所 東京都千代田区丸の内1-8-1  
(ふりがな)  
氏 名 ジェイコムグループ<sup>だいいょう</sup>代表  
かぶしがいしや  
株式会社ジュピターテレコム  
だいいょうとりしまりやくしゃちょう もり しゅういち  
代表取締役社長 森 修一

「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正案及びNTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン案についての意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先  
株式会社ジュピターテレコム 渉外部  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス: [REDACTED]

## 別紙

本改正案等は直接的には「光の道」構想に関する基本方針」(平成 22 年 12 月 14 日)を受け、機能分離の実施、子会社等との一体経営への対応と併せ、実施されるものと理解しております。この目的は公正競争の確保による「光の道」構想の推進であり、政策ではドミナント規制こそが最も重要であることを当社では機会あるごとに申し上げております。

今回の改正案等につきましては、正にそのドミナント規制に関わる事項ですが、従来の規制は維持・適正化し、かつガイドラインを明確化することが必要と考えます。

本活用業務の届出化は、NTT東西の FTTH シェアの拡大やグループドミナンスの検証・対応が行われない段階で改正案に至った感があります。

つきましては従来の認可と同等の十分な届出期間の確保、公正競争上支障があることが明確な移動体事業や ISP 事業等への参入について放送業と同様の明確な禁止事項にすることとともに以下機能の設置をお願いいたします。

- ・現状の競争評価(グループドミナンス含)機能
- ・公正競争に係る市場の監視機能
- ・上記項目の判断、ルール策定機能

グループドミナンスに関しては既に NTT ファイナンスを利用したグループ一括請求の事例があり、活用業務の範囲を超えた市場支配力の拡大が発生しています。

これら機能を常設で設置することにより、最重要であるドミナント規制の透明性を確保し検証・対応を随時実施することを要望いたします。

また、目的達成業務についても同様に今回届出化となっておりますが、本業務の認可については開示情報が少ないため活用業務と同様に透明化・ガイドラン化を要望いたします。

本業務の販売・取次ぎの受委託分野について NTT 東西は既に包括的に認可を取得しており、情報通信に関連する項目の追加は事後報告で行なっている状況です。

例えば「フレッツ・テレビ」についても活用業務と併せ目的達成業務による販売・取次ぎ等営業行為を行うため、禁止行為である放送業についてもあたかも NTT 東西が行っているかのような状況が発生し、競争セーフガードでも要請そして注視事項として扱われておりますが未だに問題として事業者より意見が提示されています。

同様にこの制度を利用すれば、移動体事業である NTT ドコモとの協業についても事後的に報告のみで可能と考えられます。

これは法で設定された地域電気通信業務に近い業務であることを逸脱していることや、公正競争の確保にも問題があるため、目的達成業務の早急な範囲の確定と透明化・ガイドライン化が必要と考えます。

以上、今回の改正について述べさせていただきましたが、最重要の政策であるドミナント規制は先ずは総務省と公正取引委員会が作成した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」によるグループドミナンスの事例を具体化し現状の歯止めを図るとともに、総務省にて専門委員会を設置し、NTTグループ全体の市場支配力を検証し、ルールを策定・導入することが必要と考えますので、速やかな実施を是非ともお願いいたします。

以上